

青山小学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

第 1 条 大津市立青山小学校 P T A (以下「本会」という) が保有する個人情報について、その適正な取り扱いに必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図ると共に、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報の保護に関する法律を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、本会が保有する個人情報は以下のいずれかに該当するものをいう。

- 1、会員の氏名、住所、連絡先
- 2、会員の子である生徒の氏名、学年、クラス、名簿番号、性別
- 3、画像や音声によって会員ならびに会員の子を識別できるもの

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は P T A 会長とする。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は P T A 本部役員及び会長が指名する委員とする。

(個人情報の取得)

第 6 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を特定し、本人に明示する。

(利用目的)

第 7 条 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。

- 1、P T A 活動
- 2、P T A 活動における連絡
- 3、名簿の作成
- 4、広報紙や手紙への掲載

(管理)

第 8 条 個人情報は管理者又は取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管)

第 9 条 個人情報データベースは、漏えい等が生じないよう、紙媒体は施錠保管、電子媒体はパスワードをかけるなど、適切な状態で保管する。

(第三者提供の制限)

第 1 0 条 個人データは以下に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1、法令に基づく場合
- 2、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 1 1 条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。（記録を作成した日より原則 3 年。）

- 1、提供者氏名又は団体名及び代表者氏名
- 2、第三者氏名又は団体名及び代表者氏名
- 3、提供する対象者の氏名及び情報の項目
- 4、対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 1 2 条 第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）から個人データの提供を受けるときは、次の項目について確認し記録を作成し保存する。（記録を作成した日より原則 3 年。）

- 1、第三者氏名及び住所
- 2、第三者が個人データを取得した経緯
- 3、提供される対象者の氏名及び情報の項目
- 4、対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第 1 3 条 本人から保有個人データの開示、訂正等、利用停止等を請求されたときは、個人情報保護の保護に関する法律に則ってこれに応じる。

(苦情の処理)

第 1 4 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行する。

なお、この取扱方法の改廃については、本会役員会で決議するものとする。